

2017年1月20日

## 池田町公民館使用許可取り消し問題についての見解＜要約＞

「町民と政党のつどい」実行委員会

### 1. 池田町公民館使用取り消し問題とは

「戦争法に反対する池田町民の会」「9条の会池田」などで作る実行委員会は12月2日、池田町公民館を会場として「町民と政党のつどい」を開くことを予定していました。

この「つどい」は、野党各党を招き野党共闘への考え方を聞くとともに、TPPや原発などの政治課題について、広く意見交換することをめざしたものでした。

ところが池田町公民館は、開催予定日前日の12月1日、一旦許可（11月4日）していた公民館の使用許可を「つどい」前日になって突然取り消したのです。

その理由は、①申請内容と、チラシに書かれた実際の内容とが異なる、②公民館の利用規定に反し特定政党の利害に関する事業にあたる、という2点でした。

11月29日、公民館から事務局長に「つどいが公民館内規に抵触する」などとする問い合わせがありました。双方の協議の中で、事務局長は「つどい」は政党が計画するものではなく規則には反しないことを説明し、教育委員会も一旦はそれを認めました。

しかし、11月30日午後7時、教育委員会は29日の話し合いの内容を一方向的にまとめ、さらに話し合ってもいけない「選挙に関する話題・議論を一切しない」などの項目を含んだ「確認事項」なる文書をFAXで送りつけ、その承認を実行委員会に迫りました。

事務局長は、夜遅いし電話では話しができないとして承認せず、12月1日午後教育委員会と再度話し合う約束をしました。ところが、池田町・教育委員会はこれを無視して12月1日の正午前、「庁議による」として公民館の使用許可を取り消したのです。

実行委員会は12月5日、町と教育委員会に強く抗議しました。12月27日には「質問と要求」を提出し文書での回答を求めました。同日、日弁連所属の弁護士で作る自由法曹団長野県支部も取り消し処分についての「抗議声明」を町長に手渡し、マスコミも大きく取り上げて、この「事件」は町内外に広く知られることになりました。

### 2. 何が問題なのか

この「公民館使用許可取り消し」をめぐる問題には、事実経過に関わる問題と、憲法・教育基本法、社会教育法などに関わる法的な問題との2つがあります。

#### (1) 事実経過をねじまげ、違法な行為を重ねた教育委員会

① 従来、公民館の使用は申請書で申し込めばそのまま認められていました。ところが今回は、公民館規則に反するのではないかという外部からの通報があったとして、申請書の記述内容とチラシに書かれた内容との相違を問題として、それを取り消しの理由の1つとしたのです。

申請者については、実際には「つどい実行委員会」であり申込時の「池田町民の会」と異なること、また目的も申請書にある「会議」ではなく「集会」であることをあげて、相違があるから認められないとしたのです。しかし、これは従来の経過から言っても理由とはなりえません。必要ならば事前に修正すれば済むからです。従って、これをあえて理由としたことは明らかに公民館の意図的な行為であるといえます。

② 事前に話し合ったことを一方向的に「編集」し、話してもいけないことまで盛り込んでわざわざ「確認事項」としてまとめ、実行委員会に承認を迫ったことは重大です。

この「確認事項」なるものは、内容面では（ア）公民館規則について話し合ったのに、それには全く触れず、「つどい」で「遵守」させようとする項目に仕立てて列挙したこと、（イ）話してもいない「選挙に関する話題・議論を一切しない」などの項目を入れたこと、の2つの重大な問題を持っていました。また、その文書の性格についても、当初の「協議したことをまとめたもの」から「事務局長が述べたことを書いたもの」（議会答弁）に変えており、責任のすべてを実行委員会に負わせようと意図したことは明白でした。

③ 一連の経過には、12月1日の取消処分書には根拠法令が書かれていなかったことや、取消処分に関して聴問の機会が与えられないという池田町行政手続条例違反行為が見られました。また、12月1日の取り消しを受けて他の公共施設（福祉会館、やすらぎの郷）の使用を申し出たところ、担当課長が「庁議に拘束される」として認めないという、地方自治法に違反する行為もありました。

## （2）憲法の人権規定の軽視と社会教育法の一方向的な解釈

もう一つの取り消し理由は、「特定政党の利害に関する事業」（社会教育法第23条）にあたるというものでした。しかし、これは幾重にも誤った「解釈」です。

① 社会教育法は、条文を読めば分かるとおり大変明快な規定です。それは、公民館の管理者・運営者が「特定の政党の利害に関する事業」をしてはならないと定めたもので、公民館側に政治的な公平・中立の立場を厳しく求めたものです。

ところが、教育委員会はそれを「公民館の利用者も守るべき」規定なのだと勝手に「解釈」して押しつけたのです。これは明らかに意図的な「読み替え」です。

② 教育委員会がこのような「解釈」を行うのは、社会教育法が日本国憲法と教育基本法に基づいて定められたという歴史的な経過とその本質に目を閉ざしているからだと言わざるを得ません。

公的な社会教育の場である公民館では、国民の基本的権利である「集会・結社・言論・出版など表現の自由」（憲法第21条）はとりわけ尊重されなければなりません。今回の教育委員会による措置は、明らかに憲法の規定に違反する行為であるといえます。

③ 文科省社会教育担当者も、社会教育法の規定は「特定の政党ばかりに公民館を貸してはならないとの趣旨」として、「市民の政治活動などでの使用は法的に問題はない」（中日新聞12月28日）と答えているのです。池田町教育委員会の誤りは明白です。

これまで公民館の利用にかなり厳しい制限を設けていた広島市が、教育基本法を改めて確認し、政党や政治団体、市民の政治活動に公民館をひろく開放した措置をとったことに注目したいものです。

## 3. 今後の公民館活動はどうあるべきか

今回の「取り消し」という措置は、不当・違法なものですから、まず町と教育委員会がその誤りを認めることが必要です。そのうえで、現在建設に向かっている地域交流センターの運営のためにも、公民館が町民にとって安心して自由に使える社会教育と交流の拠点となるよう、その管理・運営規則を抜本的に見直すことが必要です。そして、今回のように政治的な内容であっても、政党・団体に限らず誰もが自由に使えるような開かれた場とすることが求められます。 （以上）

（備考） これは別途発表した「見解」の要約版です。